平成２５年（フ）第５３５０号
大阪市淀川区十三本町２―５―24―207、住民票上の住所兵庫県川西市錦松台29番23号
債務者　中西　健太
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　謙司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０９９号
堺市堺区戎島町２丁５、住民票上の住所大阪府羽曳野市羽曳が丘６丁目５番４号、前住所大阪府羽曳野市蔵之内333番地の２
債務者　岡崎　一秀
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１２０号
横浜市中区曙町１丁目２番地　平山ビル201号室
債務者　堀江　正浩
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三瀬　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月10日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３２５号
大阪府枚方市星丘３丁目23番14―205号
債務者　西木　英樹
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２８５号
大阪府池田市神田１丁目25番23号
債務者　名部　　勝
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦　　寛幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２８７号
大阪府池田市神田１丁目25番23号
債務者　名部智恵子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦　　寛幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３５２号
京都府宇治市木幡金草原27番地の４
債務者　細谷　貴子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村島　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０号
釧路市興津４丁目15番14号　白百合ハイツ102
債務者　上之浜敏之
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２１３７号
名古屋市千種区高見２丁目４番14号
債務者　島崎　一善
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　弦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１２４号
愛知県愛西市大井町宮新田10番地５
債務者　山田　　績
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　　聖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９４号
長野県須坂市大字小河原1573番地
債務者　土屋　晴男
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　慎治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
神奈川県横須賀市田戸台54番地　石川貸家
債務者　郡司　　求
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１７０号
釧路市興津３丁目７番６号　クレス興津101号室、破産手続申立時の住所釧路市緑ケ岡２丁目６番18号
債務者　味の蔵釧路店こと　三井　貴司
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　憲臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３３３号
北海道上川郡美瑛町本町４丁目３番３号
債務者　木本　　一
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１１８９号
福岡市博多区那珂１丁目35番33―310号
破産者　中原好太郎
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６９号
福岡県久留米市梅満町336―１、住民票上の住所福岡県福岡市西区石丸４丁目４番14―604号
破産者　成清　輝三
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
福岡県福岡市西区石丸４丁目４番14―604号
破産者　成清　寛子
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第６９９号
福岡市南区長住３丁目41番401号、破産手続開始申立時の住所福岡市中央区笹丘３丁目20番15―105号
破産者　土橋　誠司
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部